
令和6年度家事関係中央協議会（裁判官等） 協議結果要旨

令和6年9月
最高裁判所事務総局家庭局

後見関係の協議事項について

本協議会では、後見関係事件の運用上の諸問題及び第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組上の課題に関して、以下の事項について協議を行った。

【協議事項】

- 1 新たな報酬算定の在り方及び統一書式等
- 2 身上保護事務に関する監督の在り方

新たな報酬算定の在り方及び統一書式等

令和7年4月から全国の家庭裁判所での運用開始が予定されている新たな報酬算定の在り方や統一書式の意義等を改めて共有し、各家庭裁判所に対応する地域の専門職団体への説明や親族後見人等への周知について、各家庭裁判所の検討状況を紹介していただいた上で、意見交換を行った。

- 親族後見人等への周知については、統一書式が掲載された最高裁ウェブサイト等を紹介した連絡文書等を送付する予定であるとの紹介があった。令和7年4月以降に従来の書式で後見等事務報告がされた場合には、裁判官の判断により、統一書式のみに含まれる報告事項を個別に照会する予定であるとの紹介があった。
- 各庁ウェブサイトに「報酬額のめやす」を掲載している庁からは、今後の掲載の方針等について紹介がされた。
- 複数後見事案における後見等事務報告書の提出方法については、令和7年4月以降、後見人同士で調整してもらった上で連名又は一方の後見人名義で1通の後見等事務報告書を提出してもらう予定である府と、原則としては各後見人に1通ずつ後見等事務報告書を提出してもらう予定である府があった。
- 家庭局からは、最高裁による統一書式の周知状況をお知らせすると共に、新たな報酬算定の考え方の意義の確認やこれを踏まえた専門職団体への説明内容等についての説明を行った。

身上保護事務に関する監督の在り方

第二期成年後見制度利用促進基本計画において、「家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待」されているところ、後見人等に関する苦情を契機とする場面を中心に、法律上の根拠や裁判所の役割を意識した上で、身上保護事務の監督の在り方について協議した。

- 後見人等は後見等事務を行うに当たり広範な裁量を与えられているところ、民法上、後見人等に求められている本人の意思の尊重や心身の状態・生活の状況への配慮（民法858条）の履践方法についても広範な裁量が認められることを共有した。その上で、家庭裁判所は、解任権等の判断作用に基づいて監督権を行使する機関であるところ、後見人等の行う身上保護事務に関する後見等監督についても、財産管理事務に関する監督と同様に、広範な裁量を与えられた後見人等が、解任事由に該当するような裁量の逸脱・濫用にわたる行為をしていないかどうかを調査することを目的として行うべきものであることを確認した。
- 家庭裁判所が後見人等の行う身上保護事務の監督をする際には、当該事務に裁量の逸脱・濫用があるかどうかを検討するために必要ないくつかの視点を中心に具体的な事情を整理した上で、その他一切の事情を考慮して判断することを確認した。
- 後見人等が身上保護事務を行う上で、本人と定期的に面談（面会）することの重要性を改めて確認した。また、面談（面会）等の方法により主体的に本人の意思や心身の状態・生活の状況を把握することなく、身上保護事務を行うこと自体が、本人の意思の尊重や本人の心身の状態及び生活の状況への配慮を欠くものであることを確認した。

調停・審判・人訴関係の協議事項について

本協議会では、調停期日間隔及び家事事件手続等のデジタル化に関する法改正を踏まえた審理運営に関して、以下の事項について協議を行った。

【協議事項】

- 1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応に関する検討すべき事項
- 2 ウェブ会議等の効果的活用に関して検討すべき事項
- 3 デジタル化を見据えた合理的な事務の在り方に関して検討すべき事項

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応について検討すべき事項

協議の目的・内容

1. 協議の目的

- 期日間隔については、迅速化検証でもこれまで取り上げられ、いくつかの府では、調停運営改善の取組の一つとして期日間隔の点に着目した取組がされてきたものの、長期化傾向は続いており、全国の平均期日間隔は1.9か月程度となっている。
- 期日間隔の長期化は、それ自体で、当事者間の話し合いの機運の維持、向上といった紛争解決機能の観点から問題であることに加え、国民の一般的な感覚から乖離することとなれば、調停に対する国民の信頼を揺るがしかねない（現に、家族法改正の審議等の過程においては、期日間隔が2か月を超えることがある状況は問題ではないかとの指摘が相次いだ。）。家事調停に対する信頼の維持という観点から、危機感をもって、早急に取組を進める必要がある。
- 今後、改正家族法の施行により、調停の運営の在り方も変化したり、新しい判断事項や手続が加わったりするなど、家裁の役割への期待が更に高まるであろうことを踏まえると、改正家族法施行時までに相応の成果を出す必要性が高い。
- そこで、本協議会では、令和6年4月に、家庭局から各家裁に対し、全国の協力府6府のデータとヒアリング結果を分析した結果を情報提供した内容も踏まえ、期日間隔に関する各府の現状を確認すると共に、長期化要因の分析結果について議論し、問題意識の共有を図った上で、各府における取組を深めるきっかけとすべく、各府の実情に応じた期日間隔の短縮に向けて考え得る方策、その効果、あい路、工夫例等について協議を行った。

2. 協議内容

- 期日間隔の現状把握について
- 期日間隔の長期化要因の分析について
- 期日間隔の短縮化に向けた取組について
 - ① 裁判所側／当事者側の心理的要因への対策について
 - ② 調停室の活用について
 - ③ 調停委員の選任の在り方の工夫に関する取組について
 - ④ 局面に応じた柔軟な期日指定について
 - ⑤ その他

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応について検討すべき事項

期日間隔の現状把握のための検討

以下は、協議会で出た主な発言です。

1. 統計の確認

- データを取得平均期日間隔及び審理期間について数年分統計をとったところ、約十年前と比較して、平均期日間隔が長期化していることが確認された。
- 事件類型ごとの平均審理期間、平均期日間隔等の統計数値に加え、いくつか統計上のサンプル数値を取得して分析した。具体的には、一日当たり調停期日がどの程度入っているか、調停室の稼働率がどの程度か、続行期日がどの程度の間隔で指定されているか、二期日指定がどの程度行われているか、専門職、非専門職ごとの調停委員の未済件数平均、調査命令から報告書提出までの期間等を確認した。
- 申立てから第1回期日までの期間の分布、第1回期日以降の期日間隔の分布について、家庭局事務連絡と同じ条件でした。

2. 裁判所内部での検討

- 裁判官、書記官、調査官をメンバーとした調停運営改善・審理迅速化PTを立ち上げ、分析を行った。

3. 調停委員に対するアンケートの実施

- 令和6年5月から6月にかけて1か月間、夫婦関係調整事件の担当調停委員に、次回期日が1か月半以上になった事件について、理由を問うアンケートを実施した。

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応に関して検討すべき事項

長期化要因の分析結果

1. 裁判所側の心理的要因

- 調停委員へのヒアリングや指定件数等の数値をとる等をした中で、一番大きいのは、調停委員が期日間隔について「2か月に1回でよい。」と思ってしまっているという、心理的な要因だと考えた。
- 次回期日が2か月以上先になりそうな場合には、必ず評議をいれる運用をしていたが、逆に、2か月以内であれば大丈夫という意識が根付いてしまい、結局長期化につながってしまったと感じる。
- 令和6年1月から6月までの夫婦関係調整事件についての平均期日間隔のデータによれば、続行期日の期日間隔のみならず、申立て受理から第1回期日までの期間も長い。特に、書記官に、繁忙時には、調書作成等を優先する意識があり、第1回期日の指定についての事務が後手に回りがちであることが明らかになった。

2. 調停室の利用状況

- 午後二枠制を活用しようと調停委員に働き掛けているが、一枠目の調停時間が延びて次の期日の当事者や相調停委員に迷惑をかけることを心配して、活用は伸び悩んでいる。調停時間は1時間半から2時間ということも繰り返し周知しているが、どうしても事案により調停時間が延びることがあり、二枠目の期日を入れづらいという心理が働いているように思う。
- 当庁では、午後二枠制を実施する調停室を固定していたが、午後二枠目の活用が思うように進まず、空室ができてしまい、むしろ調停室の有効利用を阻害する要因となっていた。
- 当庁では、開廷日はほぼ毎日、調停室はすべて埋まっている。したがって、喫緊の課題としては、午後二枠制を有効活用するよう取り組んできた。ここ1年、午後一枠目は午後3時に終わるという取組を続けてきて、20%から30%ぐらいは午後3時に終わるようになっている。

3. 裁判官の担当事件等

- 小規模庁の特徴もあるが、当庁では、裁判官が家事事件以外も担当していたり、支部にてん補したりしており、裁判官自体が不在であったり、在庁していても期日を開くことができない状況であることが多い。

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応に関して検討すべき事項

長期化要因の分析結果

4. 調停委員の指定件数等

【調停委員の人材確保の問題】

- 男性調停委員につき、人数が少なくかつ本業が忙しい者が多い。そのため、指定を受けられる件数が限られていたり、時期によって期日が受けられなかったりする調停委員が多く、結果として、一部の調停委員に事件が集中してしまっている。こうした状況が、期日間隔が長期化する原因となっている。
- 一般職調停委員が少ないという問題がある。調停委員全体の人数は、男女半々であるが、弁護士や不動産鑑定士等の専門職調停委員の人数は男性が圧倒的に多い。その結果として、一般職の男性調停委員が少ない傾向があり、令和6年10月には、令和4年4月と比しても3分の2程度の人数になってしまう。一方で、調停委員の応募者は圧倒的に女性が多く、男性調停委員の減少傾向がしばらく続くことを懸念している。
- 大量退職で調停委員が減ってしまうという問題がある。

【調停委員の指定件数の偏りの問題】

- 調停委員の持ち件数自体はリアルタイムに確認できないが、登庁日数を確認したところ、1か月平均が概ね7日程度であるところ、多いと18日登庁しているものもいた。
- 調停委員の選任の偏りが一昨年度ぐらいから問題となっている。考えられる要因として、書記官の異動が重なり、新しい調停委員には経験を積ませるというような、調停委員の選任に関するノウハウが引き継がれていなかった。

5. 当事者側の準備の都合・日程確保の困難さ

- 調停委員に対するアンケートの結果、当事者の都合が合わないというものが最も多く、次に代理人の都合が合わない、また、調停委員自身の都合が合わない、裁判所の調停室等の枠が足りない等が挙げられていた。しかし、調査を実施した1か月に限ってみると、夫婦関係調整事件の全体の代理人選任率と、期日間隔が長い事件の代理人選任率をみると、ほとんど変わらないため、代理人が就いている事案で次回期日が必ずしも延びているわけではなかった。
- 統計を確認したところ、第1回期日までの期日間隔では、代理人が就任している事件で長期化しているという傾向はみられなかったが、第2回期日以降の期日間隔では長期化の傾向がみられ、代理人選任の有無の差が、第2回期日以降に大きく影響することが確認された。

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応について検討すべき事項

期日間隔の短縮化に向けた取組

1. 裁判所側／当事者側の心理的要因への対策

【調停委員の意識への働きかけ、期日指定の工夫】

- 調停委員の研修や調停委員向けの広報誌等で、調停期日は1か月に1回が基本であることを周知し、特に令和6年4月以降は、積極的に期日を入れるよう声掛けしたところ、昨年、一昨年の同時期よりも1か月間の期日回数が増えた。概ね1か月に700件前後ぐらいだったのが、令和6年5、6月は800件、取組を加速した後の7月は950件と、今までにない件数となった。調停委員への働き掛けや問題意識の共有により、期日回数が増えたことを実感している。
- 期日調整のために調停委員に渡す調停室の空き状況一覧表について、これまで 2か月以上先の期間も含めていたが、3週間程度から1か月半までの期間とし、その内で期日を指定してもらい、一覧表の期間内に期日が入らない場合は、書記官に連絡せざるを得ない仕組みを作った。書記官が連絡を受け、必要に応じて調停委員、裁判官と協議し、より短期間で期日指定ができるかを検討しており、大きな効果をあげている。
- 当庁では、「次回期日指定のチェックシート」を用いている。すべての調停事件の記録に1枚もののチェックシートを挟み、調停委員が次回期日を指定する際に、チェックしながら、以下の内容を意識して期日調整をしてもらう取組をしている。
- ✓ 次回期日の指定が5週間を超える場合は、①その理由につき、当事者の日程が合わない、当事者の準備に時間要する、その他の要因等の三つの項目について、②検討状況につき、午後二枠目の活用の可否を検討したか、2週間後、3週間後等のより短い期日間隔での期日指定の可否について検討したか等について、③次回期日の方法等につき、調停時間は2時間という枠にとらわれず、例えば30分から1時間等、短時間での実施の可否について検討したか、事案によっては電話会議やウェブ会議であれば対応可能な当事者もいると思われるため、これらの方法での実施の可否を検討したか、期日指定や宿題の設定について、裁判官への相談の要否を検討したかについて、④期日間の宿題につき、宿題事項や提出期限を明確にする必要があるという問題意識のもと、期日間の宿題事項について指示したか、提出期限として、原則次回期日の1週間以上前と設定したか等の項目を設け、チェック方式で回答することを求めている。
- ✓ こうした項目を全てチェックした上で期日指定しているため、2か月後～2か月半期日間隔があきそうな場合等に裁判官に相談がある等、効果が上がってきた実感がある。

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応について検討すべき事項

期日間隔の短縮化に向けた取組

1. 裁判所側／当事者側の心理的要因への対策

【第1回期日までの期日短縮に向けた対策】

- 書記官、裁判官等、関係職種で第1回期日までの間隔を短くするよう検討し、令和6年度に取得した統計からは、実際に短くなっていることが確認された。
- 課題の一つとして、第1回期日通知書の発送事務が申立書受理から2週間後になっていた点があり、この背景には、書記官が調停事件のほか、人訴事件や審判事件を担当していることから、期日立会事務や調書作成事務を優先して、調停事件の新件の審査を劣後しているといった実情があった。その課題克服のために、新件審査は直ちに着手する旨の協議を行ってきたが、改善には至らず、そこで、意識レベルのみならず、抜本的な運用変更を行う必要があるとの思いに至り、担当書記官制に視点を向け、工夫の余地はないか検討した。
- ✓ 具体的には、裁判官1人と書記官2人が一つのチームを構成しているところ、A書記官がA書記官とB書記官の新件審査を行って期日指定及び期日通知書の発送を行い（分業）、その後、A書記官とB書記官はそれぞれの担当事件を管理し、期日立会及び成立調書作成を行う（従来の担当書記官制と同じ）。そして、B書記官は、A書記官とB書記官が担当して終局した事件の調書謄本等の発送や事件記録の引継ぎを行う（分業）。このように、ある程度形式的に処理ができる部分を分業にして、実質的に事件に関与していくべき部分を担当書記官制にしている。この運用を効果的に進めていくためには、重要な情報を適時・的確に書記官相互に引き継いでいくことが重要となる。
- ✓ こうした分業制導入により、申立書受理から期日指定まで、平均して10日の短縮効果が現れている。

2. 調停室の活用

- 午後二枠を実施する調停室を固定していた運用を改め、部屋は固定せず、期日ごとに調停終了時間を明確に決め、当事者と共有することで、午後に二枠を使える体制を整えた。
- 書記官の係ごとに曜日と調停室を管理しており、係で持っている調停室が空いていない日は調停期日を入れられないとなっていた（曜日固定制）。しかし、先行的な取組として令和5年の暮れから令和6年の初めぐらいから、当該事件の係で管理している以外の調停室が空いていれば、調整可能な場合があるため、書記官に問い合わせるよう期日調整フォームに記載した。従前の方法では調停室が有効活用できていない部分があり、この取組によって調停室の稼働率が少し向上したという効果があった。

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応に関して検討すべき事項

期日間隔の短縮化に向けた取組

2. 調停室の活用

- 当事者双方ともウェブ会議という事件の場合は、L A Nがひかれてる調停室以外の部屋を使用することも検討している。
- 調停室については、簡裁から借用する等して融通している。
- 調停室の管理については、30分毎に使用数を管理している。

3. 調停委員の選任の在り方に関する取組

- 調停委員の登庁日数の偏りへの対応として、7月から、前月の登庁日数が11日以上の調停委員については、1か月間、事件の配てんを止め、調停委員毎の担当件数の標準化を図る取組を始めた。
- 調停委員に求められる能力を改めて整理した上で、各事件類型の難易度や特徴に応じて、どのような調停委員を指定するかについての目安を設ける取組をしている。調停委員の持ち件数には、主任書記官が二週間に一度統計を取っている。
- 調停委員の選任はすべて主任書記官が担当している。主任書記官の負担は大きいが、これにより、特定の委員が偏って選任されることを防ぐことができ、新任の調停委員にも適切なタイミングで適切な件数を選任し、相調停委員の組み合わせも適切に判断できており、効果が大きい。また個々の書記官で調停委員を選任すると、調停委員の都合が合わなかった場合に別の委員に電話を掛け直す等の事務が生じるが、選任事務の担当者を一本化することにより、その場で次の事件を提示できることから、結果的には合理化につながっていると考える。
- 調停委員期日指定状況として、毎朝、主任書記官から調停係に対し、3週間から6週間先までの期日の指定状況、委員の名前、性別、弁護士や司法書士等の資格、任命月、退任月、未済件数、指定件数などを記載した一覧表を共有している。指定件数は、週に1回主任書記官が更新し、偏らないようにしている。
- 調停委員の本業の都合や代理人の別件の予定等で期日が入りにくいことへの対応として、調停時間の枠を定めず、終了時間の目安が決まっていれば、何時から開始してもよいということを周知している。事件数がさほど多くはないであれば、調停の開始時間が定まっていなくても管理することは可能である。

1 調停運営改善の取組と期日間隔の長期化への対応について検討すべき事項

期日間隔の短縮化に向けた取組

4. 局面に応じた柔軟な期日指定

【二期日指定】

- 期日調整時に、次回期日だけではなく、次々回期日も調整するという、複数期日同時に指定する取組を進めた。ニュースレターや調停協会役員との打合せ等で取組を案内し、広まりつつある。複数期日を同時に調整し、原則1か月に1回は調停期日を入れるよう働き掛けをしたところ、2か月よりもかなり短い間隔で期日が入っている。
- 新型コロナ禍への対応として、次回期日を4週間後、次々回期日を6週間後として二期日指定する取組を始め、現在までの三、四年程度続いている。この取組につき、弁護士会や調停委員から抵抗はなく、広く浸透したと認識している。

【局面に応じた短期間での期日指定】

- 期日間の準備状況に応じて、短い間隔で次回期日を指定することもあり得るため、そのような意識づけをするため、その旨を調停委員研修等で周知している。
- 次回期日までの間隔を短くできる場合は、より短い期間で次回期日を設定する等、柔軟に運用していると認識している。
- 試行的に、申立書を受領した日にインタークをし、翌週等の近い日程で申立人からのみ話を聞く期日を入れ、午後3時以降の枠を活用している。

5. その他

【期日間準備の工夫】

- 書面を作成する期間を短くするための試みとして、弁護士の立場を知る調停官と意見交換し、概括的に反論を求めるのではなく、反論してもらいたい点や分量を絞って伝えると、代理人も本人向けに説明しやすく、必要な調査等も限定され、短い期日間隔でも対応できるという助言を踏まえ、取組を進めていきたいと考えている。
- 期日間の準備内容を明確化する必要があると考え、以下の取組を実施している。連絡メモ（提供可）を作成し、提出物として何が必要か、準備書面に何を記載するか、陳述書を書いてもらう必要があるのか等、項目ごとに期日間の宿題事項を明確に記載している。提出期限も、「次回期日の1週間前」ではなく、必ず日にちを具体的に書いている。連絡メモは、調停委員が記入し、双方当事者に交付しており、交付することについて非常に評判が良い。

【その他】

- 開廷日について、これまで係ごとに決めていたが、裁判官の担当曜日には係にかかわらず柔軟に期日を入れるようにすると、より期日調整がしやすくなるのではないかと考え、準備を進めている。

1. ウェブ審判特有の審理運営上の留意点

- 既に半数程度の庁において、審問の期日でウェブ会議を活用した実績があり、（DV等の主張がある）高葛藤事案や、当事者の健康状態等の理由のために出頭が困難である事案等では、審問においてもウェブ会議の活用が有用であることが確認された。争点整理ではウェブ会議を活用する事案でも、事実認定のための審問には出頭を求めるとの意見があり、本人出頭、代理人ウェブ会議の形で、審問を実施した例も紹介された。
- 手続の性質に対する当事者の理解が不十分な状態でウェブ会議による審問を実施すると、審問中に当事者が代理人と打合せをしようしたり、書面を見ながら陳述しようしたりしてしまう可能性があるところ、その対策としては、裁判官が当事者に対して以下のような手続説明や審問に係るルールを事前に丁寧に伝えておくことが考えられ、大抵の場合、こうした対策により、問題の発生を防ぐことが可能であるとの意見が複数述べられ、これに対する異論はなかった。
 - ・ 審問は、争点の整理ではなく、裁判官が事実関係について聴取を行う手続であること
 - ・ 審問における事情聴取では、自身の記憶に基づいて回答してもらう必要があり、審問中に代理人と打合せをしたり、書面を見ながら回答したりすることは認められないこと
 - ・ 裁判官の手続指揮に応じない場合には、その旨を調書に残したり、ウェブによる手続を打ち切ったりする可能性があること
- 争点整理を行う際には、当事者が画面に映っていない状態で手続を進めても問題はないのに対し、審問を実施する際には、当事者に画面に映ってもらって、陳述時の様子を観察できるようにすることが望ましいところ、これについても、争点整理の手続と審問の手続との違いを丁寧に説明し、審問の際には画面に映るよう求めることにより、概ね問題は解消されるとの意見が述べられ、これに対する異論はなかった。

2 ウェブ会議等の効果的活用に関して検討すべき事項

2. ウェブ調停による紛争解決に向けて充実した進行を行うための工夫

(1) 家事調停においてウェブ会議の活用が進みにくい事情

- 家事調停は代理人が選任されない本人事案も比較的多く、代理人選任事案を中心に実績を重ねてきたことから、本人事案におけるウェブ会議の実施実績が少なく、ノウハウがいまだ蓄積されていないとの紹介があった。（6割程度の庁において本人事案でウェブ会議を活用した実績があったことが確認された。）
- ウェブ会議に苦手意識を持ち、慎重な姿勢を維持している調停委員もいるとの意見が複数述べられた。

(2) ウェブ会議の更なる活用を促す方策（以下の意見等が出された。）

- 相手方からのDVが懸念される事案では、ウェブ会議を活用することで警備が不要になるなど、対面よりもウェブ会議を活用することに明らかな優位性がある。そのような事案では、本人であっても、初回から積極的に裁判所の側からウェブ会議の活用を打診する。
- 当事者が遠隔地に居住している事案でも、同様に、裁判所の側からウェブ会議の活用を打診する。
- 調停委員に対してもウェブ会議の利点を説明し、積極的な活用を促す。意識的にウェブ会議を利用する機会を増やし、経験を積んでもらうことで、調停委員の苦手意識がなくなるよう働きかけていく。
- 本人事案では、スマートフォンでウェブ会議に参加することも見込まれるため、スマートフォンを利用した調停委員向けの研修が計画されている。
- 庁のウェブサイトにウェブ会議利用申出書を掲載するなどして、当事者側からのアクセスができるように工夫をしている。

(3) ウェブ会議を活用した紛争解決を行う際の留意点

- 対面で手続を行う場合と比較すると、ウェブ会議で手続を行う場合には、当事者の緊張感が欠けているように感じられることがある、この場合、そのまま期日を重ねても適正かつ迅速な紛争解決にはつながらないこともあるので、対面での手続と組み合わせるなどの工夫が必要であるとの意見が述べられた。

3 デジタル化を見据えた合理的な事務の在り方について検討すべき事項

非開示希望と当事者間送付（現時点の主張資料提出フォーム案の検討）

非開示希望の申出がないものを当然に当事者間送付の対象とすることについて

- デジタル化後に当事者がシステムを利用して提出する資料につき、非開示希望の申出がない場合には当事者間送付の対象とする枠組みには、異論はなかった。
- 上記枠組みに基づいた運用を行うに当たっての課題等として、以下のような意見が出された。
 - 非開示希望に関する現在の実務とは異なる面があるため、利用者の理解を得るために丁寧な周知・説明が必要である。
 - 相手方への開示に抵抗がある資料については、まず期日での口頭説明を促し、それでは足りない場合に非開示希望の申出とともに提出してもらう運用が考えられる。
 - 現在は、第1回調停期日前の情報収集が円滑にいかないことへの対策として、裁判所限りで構わないと説明して書面を提出してもらうことがあるが、今後はこのような情報収集の在り方に対して検討が必要である。
 - 相手方に見せたくない資料は、事実の調査のための資料としてではなく、参考書面として裁判所限りで提出してもらうことが考えられる。